

令和8年度

第1回 長浜市地域包括支援センター運営協議会 資料

令和7年度 長浜市地域包括支援センター実績報告

令和8年度 長浜市地域包括支援センター運営方針・基本方針

長浜市長寿推進課

令和8年6月作成

目次

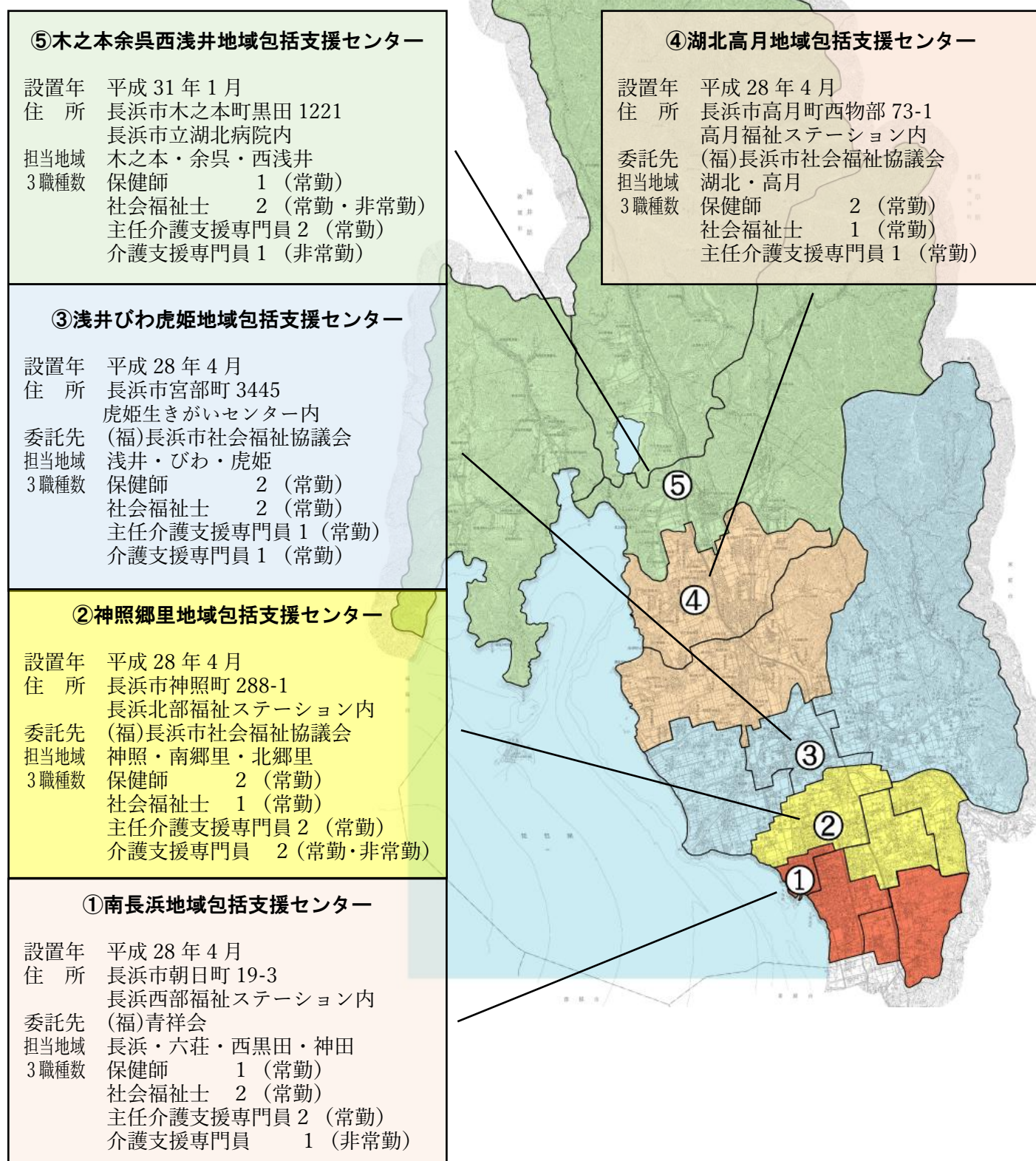
1. 地域包括支援センターの概要	1
(1)長浜市地域包括支援センターの所在地等	1
(2)配置職員	2
(3)主要業務	2
2. 令和7年度 長浜市地域包括支援センター事業実績報告	3
(1)総合相談支援業務	3
①相談者内訳(実数)	3
②総合相談(のべ件数)	3
③相談者内訳(のべ数)	4
④相談内容(のべ件数)	5
(2)虐待・権利擁護業務	7
①センター別虐待件数	7
②相談通報経路	8
③虐待評価会議検討数	8
(3)包括的・継続的ケアマネジメント業務	9
①介護支援専門員業務の相談内容(のべ件数)	9
②介護支援専門員に関する研修	9
③その他、各種ネットワーク活動・地域支援に関わる会議の出席状況	10
(4)介護予防支援・ケアマネジメント業務	10
(5)一般介護予防業務	11
(6)認知症総合支援事業	12
①啓発活動	12
②認知症初期集中支援推進事業	14
③認知症地域支援推進員設置事業	14
(7)地域ケア会議	15
①地域ケア会議実施状況	15
②地域包括支援センター連絡会議	15
(8)委託居宅介護支援事業所一覧	17
(9)地域包括支援センター評価指標を活用した自己評価	19
3. 令和8年度長浜市地域包括支援センター運営方針 重点的に取り組むこと	21
(1)地域包括支援センターの周知とネットワークの構築を推進します。	21
(2)地域の介護支援専門員とのネットワークを図ります。	22
(3)権利擁護支援の充実を図ります。	23
4. 地域包括支援センターの窓口対応時間の変更について	24
5. 介護職員等処遇改善加算の算定について	24
6. 令和8年度 長浜市地域包括支援センター基本方針等一覧	25

1. 地域包括支援センターの概要

(1) 長浜市地域包括支援センターの所在地等

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で生活が継続できるよう、総合相談、自立支援、権利擁護など様々な面から、高齢者を支援することを目的とした機関です。

市では、5か所の地域包括支援センターを設置し、業務を委託して運営しています。



(2)配置職員

各地域包括支援センターには、専門職（三職種：保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員）の配置が義務付けられていますが、本市でも以下のとおり三職種を配置し、高齢者の相談総合窓口として、センターに寄せられる様々な相談に対し、各専門分野を活かし連携しながら業務にあたっています。また、認知症地域支援推進員も兼務で配置し、認知症のある人の支援の充実にに向けた活動を行っています。

(3)主要業務

長浜市の地域包括支援センターは、国が定める包括的支援事業（表の①～④）の他、認知症総合事業⑥、地域ケア会議⑦等の機能を備えています。

①総合相談支援業務 本文 P3	高齢者やその家族、地域住民の方からの相談に対して、介護保険を含めた各種の制度や地域資源を紹介・利用するための支援を行います。
②虐待・権利擁護業務 本文 P7	高齢者の人権や財産を守る権利擁護、虐待の早期発見・防止、消費者被害の防止、成年後見制度の活用支援を行います。
③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 本文P9	高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活を続けていくため、介護、医療、福祉等の関係機関と連携して、地域包括ケアシステムの実現に向けた地域づくりを行います。
④介護予防支援・ケアマネジメント業務 本文P10	要支援者等の方に、それぞれの状態に合った介護予防のケアプラン作成等の支援を行います。令和6年度から、介護予防支援は、居宅介護支援事業所が市の指定を受けて直接実施できることになりましたが、介護予防ケアマネジメントも含めて、引き続き、居宅介護支援事業所に一部委託することができます。
⑤一般介護予防業務 本文P11	高齢者の介護予防を推進するため、地域の転倒予防教室やサロンなどで、啓発活動や予防活動を実施しています。
⑥認知症総合支援事業 本文P12	(1) 認知症初期集中支援推進事業 認知症のある人やその家族に早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援体制の充実を図ります。 (2) 認知症地域支援・ケア向上事業 医療・介護及び生活支援を行う関係者が連携したネットワークを形成し、認知症のある人への効果的な支援体制を構築するとともに、認知症ケアの向上を図るための取組を推進します。
⑦地域ケア会議 本文P15	地域包括ケアシステムの実現に向け、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える地域づくりを目的とした会議です。

2. 令和7年度 長浜市地域包括支援センター事業実績報告

(1)総合相談支援業務

総合相談では、地域に住む高齢者等に関するさまざまな相談を全て受け止め、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的な支援を行います。

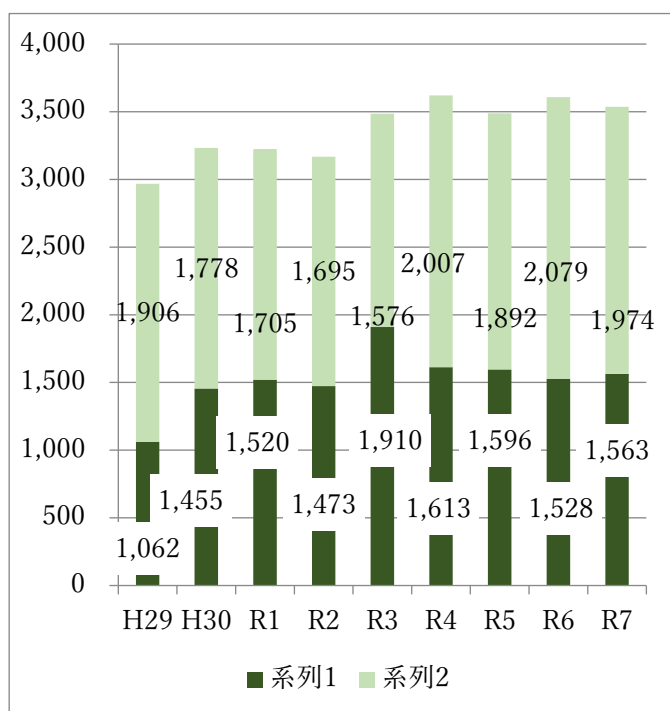
①相談者内訳(実数)

相談者種別	南長浜	神照郷里	浅び虎	湖北高月	木余西	R7合計	R6合計
新規相談者	355	383	314	259	252	1,563	1,528
継続相談者	470	523	379	269	333	1,974	2,079
合 計	825	906	693	528	585	3,537	3,607

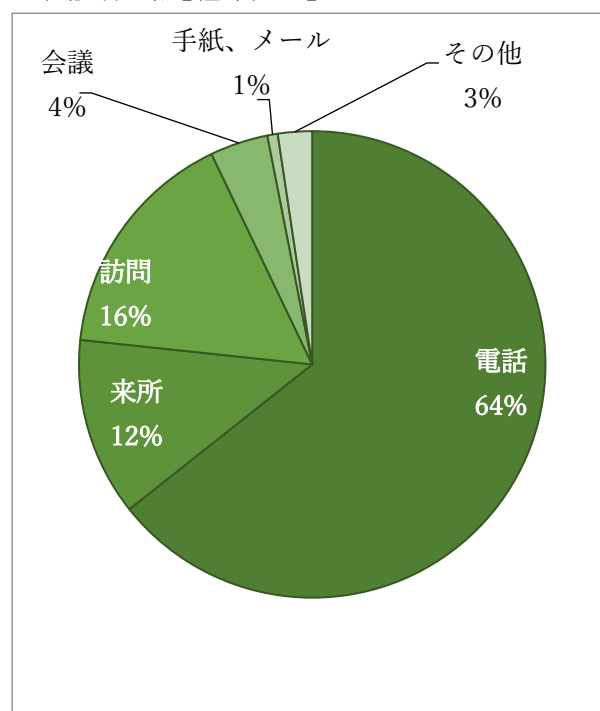
②総合相談(のべ件数)

相談手段	南長浜	神照郷里	浅び虎	湖北高月	木余西	R7合計	R6合計
電 話	2,548	3,868	2,888	1,510	2,083	12,897	12,572
来 所	236	573	491	404	769	2,473	2,390
訪 問	616	1,063	532	653	387	3,251	3,332
会 議	128	255	195	142	86	806	714
手紙、メール	31	46	27	3	37	144	99
その他	152	126	78	13	105	474	414
合 計	3,711	5,931	4,211	2,725	3,467	20,045	19,521

相談者内訳【経年変化】



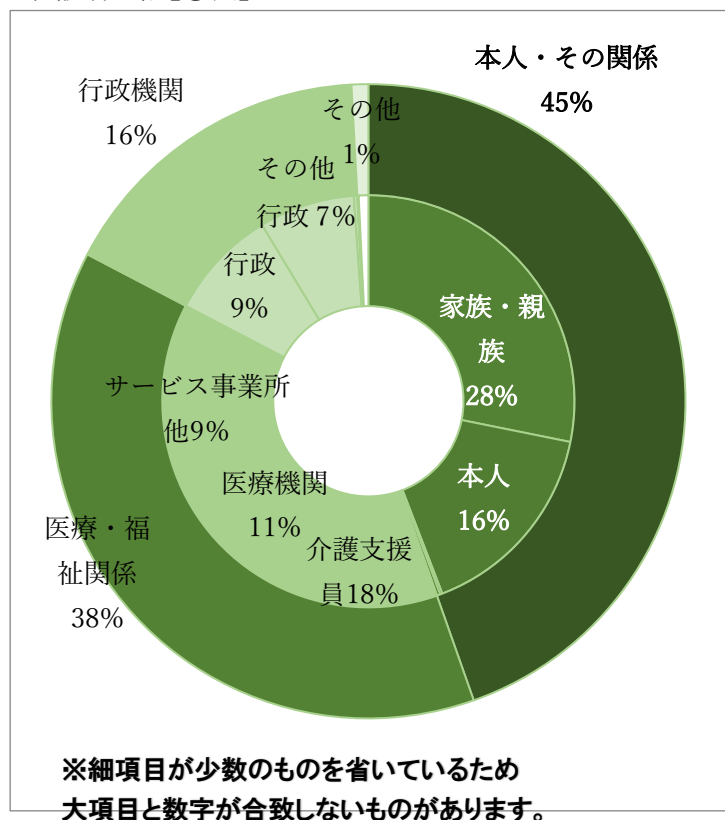
相談者内訳【経年変化】



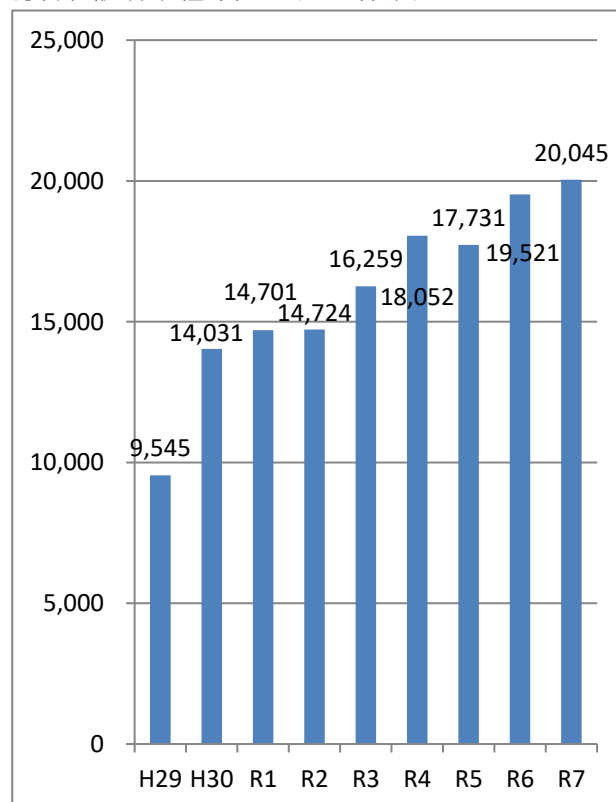
③相談者内訳(のべ数)

	相談者内訳	南長浜	神照郷里	浅び虎	湖北高月	木余西	R7合計	R6 合計
④本人・その関係者	本人	843	1,041	500	451	371	3,206	4,229
	家族・親族	843	1,653	1,377	900	873	5,646	6,451
	一般住民(知人 自治会)	22	8	2	3	1	36	281
	成年後見人							9
	企業・店	25	19	8	2		54	46
⑤医療・福祉関係者	サービス事業所	206	305	192	221	260	1,184	582
	他圏域のセンター	3	12				15	65
	介護支援専門員	816	980	821	597	370	3,584	3,503
	医療機関	278	657	530	179	476	2,120	1,556
	民生委員	133	243	180	95	74	725	469
⑥行政機関	行政(長寿推進課)	381	506	374	145	338	1,744	1,227
	行政(その他)	76	432	197	106	693	1,504	524
	警察	15	24	3	11	3	56	38
	権利擁護センター							91
	消費生活センター							3
⑦その他	他の関係機関	14	1	2	3		20	296
	その他	56	50	25	12	8	151	151
	合 計	3,711	5,931	4,211	2,725	3,467	20,045	19,521

相談者内訳【③表】



総合相談者数経年変化(のべ件数)

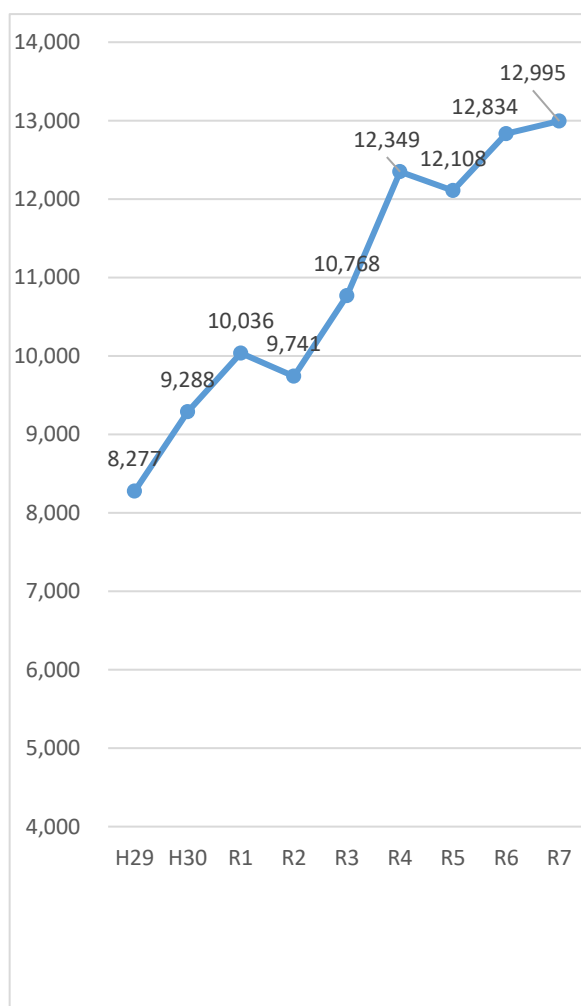


④相談内容(のべ件数)

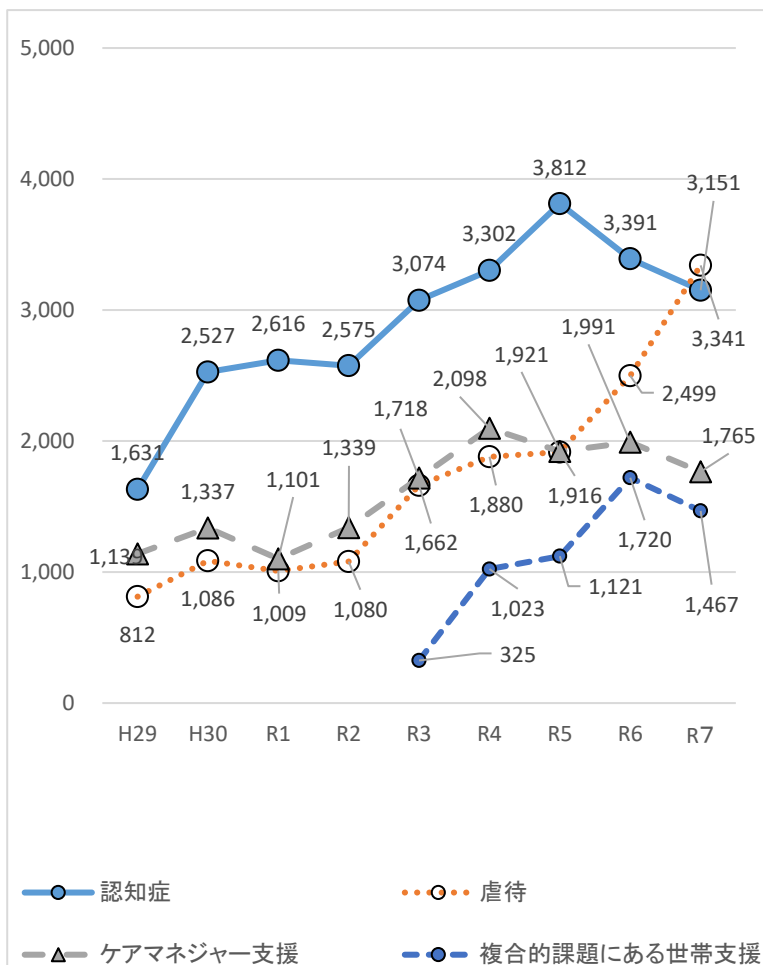
※正式名称は介護支援専門員、本文では「CM」、「ケアマネジャー」と省略することがあります。

	相談内容	南長浜	神照郷里	浅び虎	湖北高月	木余西	R7合計	R6 合計
④介護・制度	介護に関する相談	2,895	3,312	3,052	1,630	2,106	12,995	12,834
	医療に関する相談	219	378	239	54	308	1,198	1,296
	地域連携パス 大腿骨頸部骨折	14	13	8	1	6	42	33
	地域連携パス 脳卒中	15	39	10	4	9	77	84
	認知症に関する相談	459	1,155	641	375	521	3,151	3,391
	内 自立	2	38	6	0	3	49	55
	自立度Ⅰ	38	242	102	58	106	546	541
	自立度Ⅱ a	100	478	210	71	107	966	1,132
	自立度Ⅱ b	133	223	286	164	204	1,010	1,160
	自立度Ⅲ a	119	157	31	25	93	425	390
	自立度Ⅲ b	36	17	1	57	8	119	107
	自立度Ⅳ	31	0	5	0	0	36	6
	自立度Ⅴ	0	0	0	0	0	0	0
⑤日常生活支援	日常生活に関する相談	128	101	29	5	2	265	269
	施設・住居に関する相談	198	403	178	73	163	1,015	787
	経済・困窮に関する相談	72	497	215	37	343	1,164	950
	複合的課題のある世帯相談	233	501	238	124	371	1,467	1,720
	身寄りのない人の支援	27	221	101	14	3	366	213
	運転免許に関する相談	23	35	44	0	2	104	136
	移動手段に関する相談	0	7	8	7	9	31	23
	家族介護者支援	7	53	36	37	10	143	169
	就労の相談	10	10	0	0	0	20	31
	介護者の離職防止の相談	0	3	0	0	0	3	0
	実態把握業務	33	30	18	17	4	102	89
⑥ケース対応	主任CM※支援 CM交代	37	96	77	72	16	298	212
	主任CM支援 困難ケース	146	368	158	348	203	1,223	1,495
	主任CM支援 その他	52	83	37	50	22	244	284
	ハラスメントに関する相談	3	30	10	2	0	45	127
	支援困難ケース	266	197	240	147	359	1,209	1,722
⑦権利擁護	虐待に関する相談	217	1,325	630	504	665	3,341	2,499
	成年後見・権利擁護	67	227	189	161	165	809	587
	消費者被害に関する相談	2	7	3	0	0	12	13
⑧その他	しょうがい福祉の相談	7	14	45	15	21	102	226
	個別支援会議他	7	19	33	25	13	97	240
	苦情相談	8	18	1	15	0	42	32
	その他	31	43	21	13	11	119	46
相談のべ件数合計		5,635	10,340	6,902	4,105	5,853	32,835	29,508

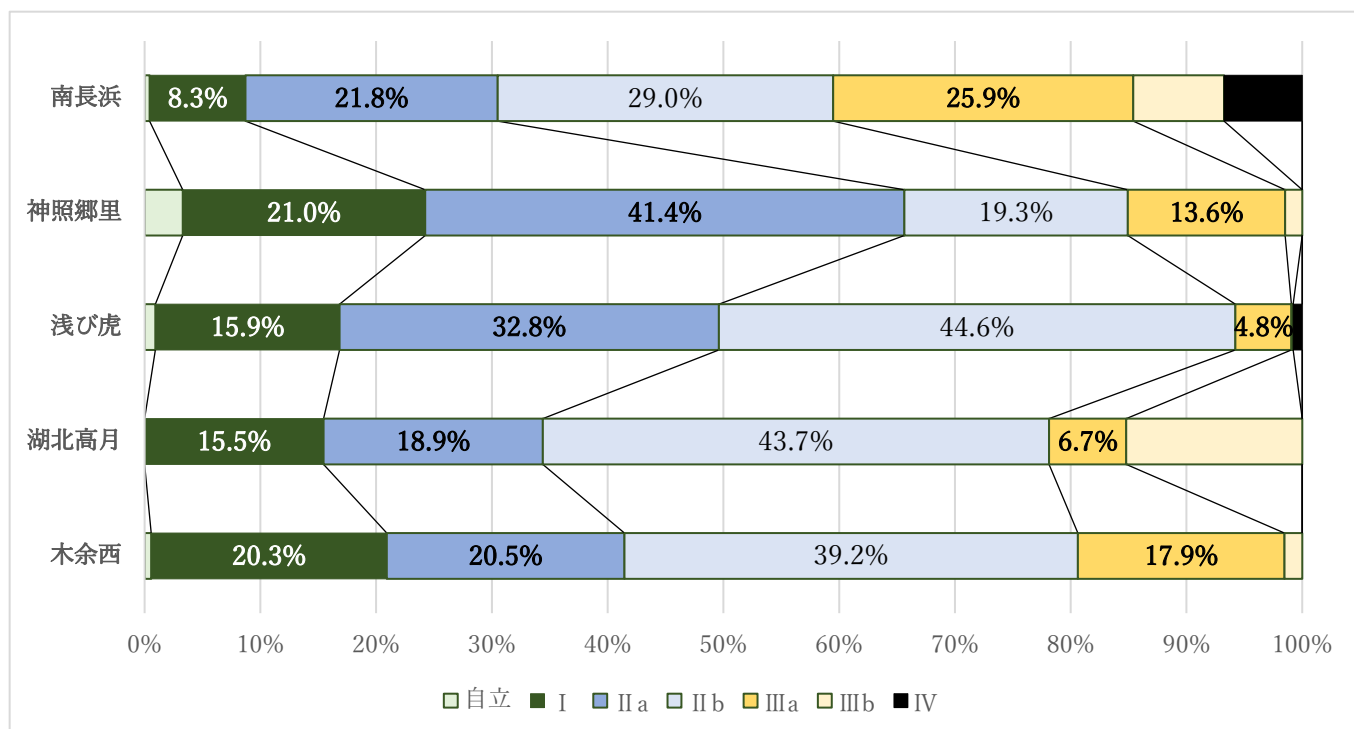
件 介護に関する相談【のべ件数】



件 総合相談件数上位5件の年度推移【のべ件数】



認知症相談内容内訳【④表】



(参考)

認知症高齢者の日常生活自立度

厚生労働省資料より

ランク	判定基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
II a	家庭外で上記 II の状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
II b	家庭内でも上記 II の状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応などひとりで留守番ができない等
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。	
III a	日中を中心として上記 III の状態が見られる。	着替え、食事、排便・排尿が上手にできない・時間がかかる、やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声を上げる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
III b	夜間を中心として上記 III の状態が見られる。	ランク III a に同じ
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランク III に同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

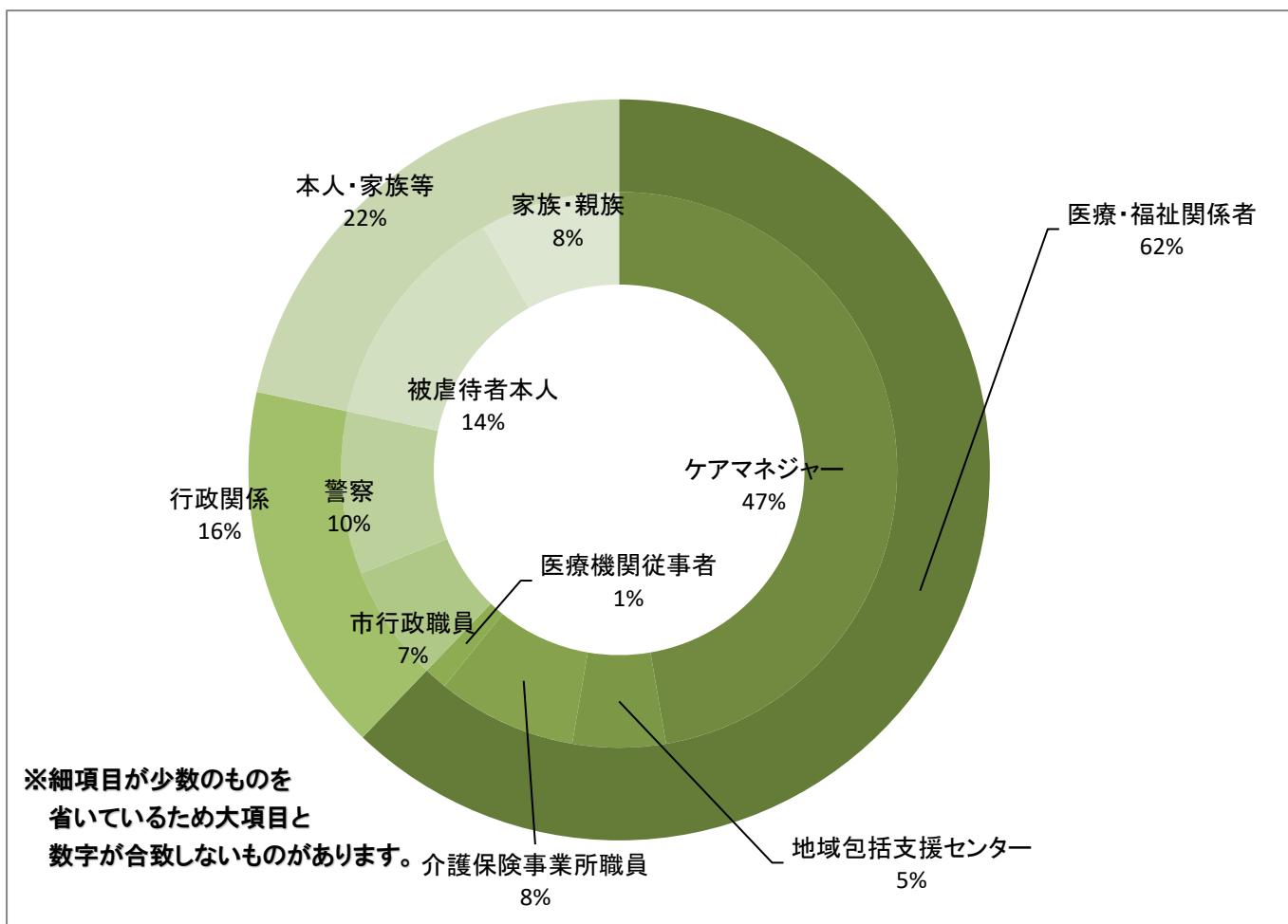
(2) 虐待・権利擁護業務

成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止に関する諸制度を活用し、高齢者の生活の維持を図ります。

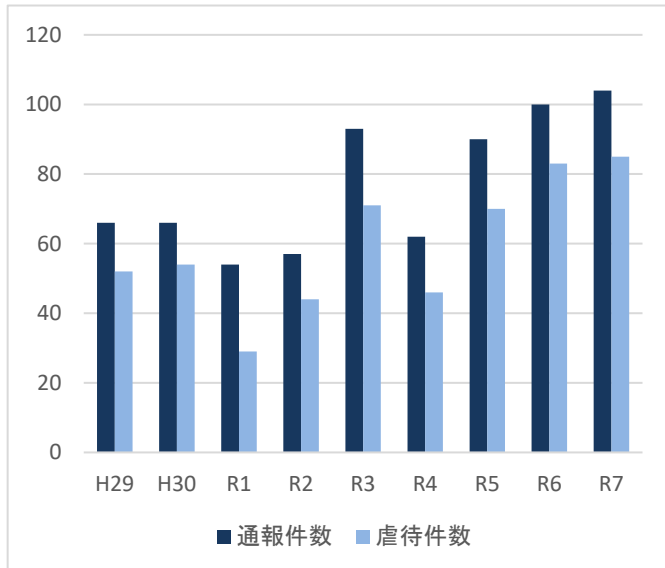
① センター別虐待件数

		南長浜	神照郷里	浅び虎	湖北高月	木余西	R7 計	R6 計
通報件数(新規)		21	32	21	16	14	104	100
うち虐待件数		15	26	16	15	13	85	83
(再掲) 虐待の内訳 (のべ件数)	身体的	9	15	5	10	7	46	56
	ネグレクト	5	7	10	7	1	30	17
	心理的	10	20	6	7	6	49	30
	性的	0	0	0	0	0	0	0
	経済的	3	5	5	1	5	19	11
	計	27	47	26	25	19	144	114

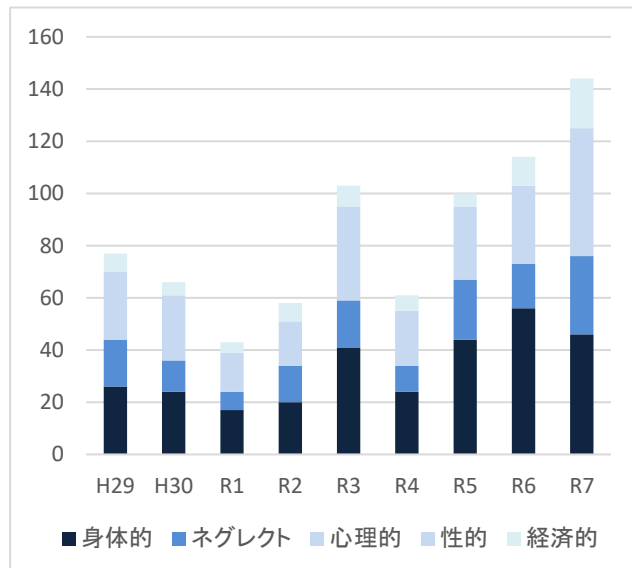
②相談通報経路



件 虐待通報数・虐待数 年度推移



件 虐待認定内訳 年度推移



③虐待評価会議検討数

センター名	南長浜	神照郷里	浅び虎	湖北高月	木余西	R7 計	R6 計
検討数	27	53	23	24	16	147	116

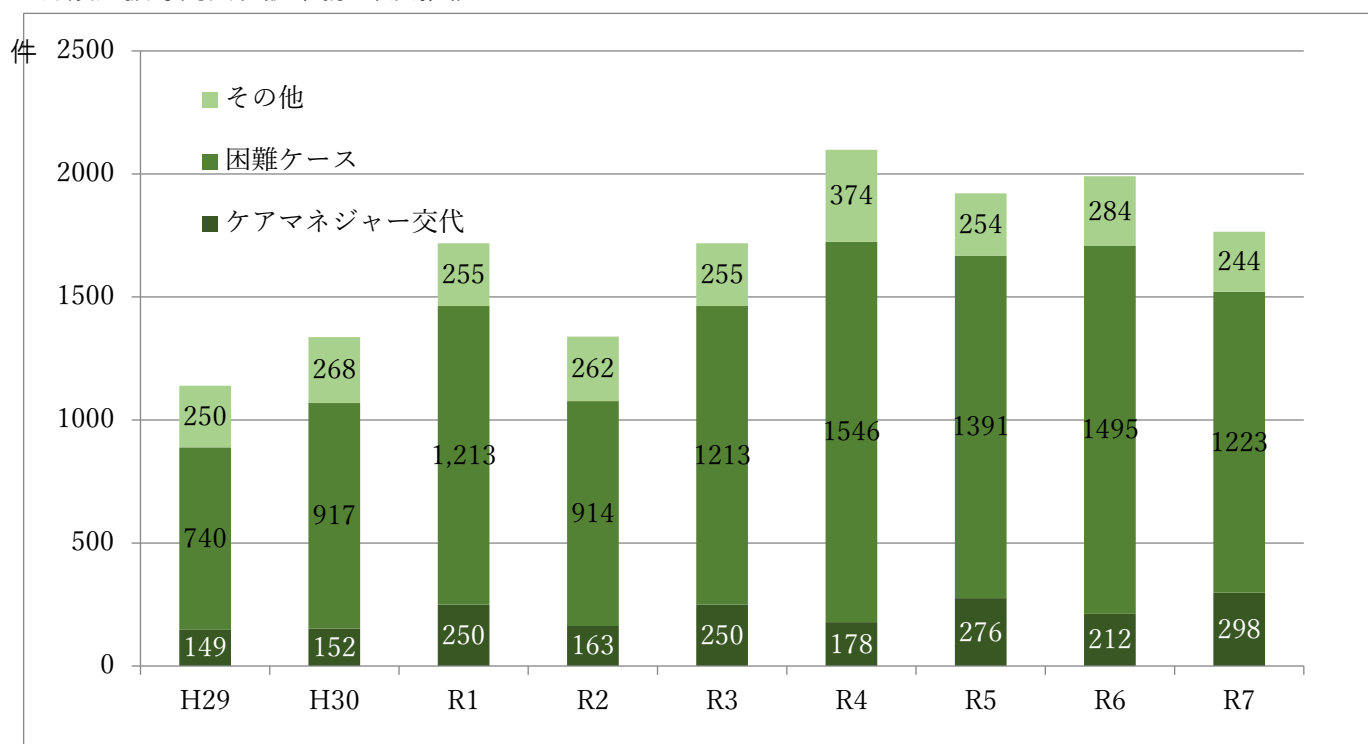
(3)包括的・継続的ケアマネジメント業務

「地域ケア会議」等を通じた自立支援に資するケアマネジメントの支援、包括的・継続的なケア体制の構築、地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用、介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言を行います。

①介護支援専門員業務の相談内容(のべ件数)

業務内容	南長浜	神照郷里	浅び虎	湖北高月	木余西	R7 合計	R6 合計
ケアマネジャー交代	37	96	77	72	16	298	212
困難ケース	146	368	158	348	203	1,223	1,495
その他	52	83	37	50	22	244	284
計	235	547	272	470	241	1,765	1,991

介護支援専門員相談業務 年度推移



②介護支援専門員に関する研修

《市主催》

	開催日	内容	参加者数
1	R7.4.11	「高齢者の口腔機能の観察ポイント～気づいてつなぐ～」 講師 米原市地域包括医療福祉センターふくしあ リハビリテーション科 歯科衛生士 石黒 幸枝 氏	85 人
2	R7.7.18	「高齢者虐待対応における意思決定支援のあり方」 講師 土井法律事務所 弁護士 土井 裕明 氏	103 人

3	R7.9.22	「認知症のある人の思いを聞く ～当事者の視点に立ち、地域共生社会を実現していくために～」 講師 森田 明彦 氏 奥村 幸応 氏	74 人
4	R7.11.3	「長浜市における介護予防・日常生活支援総合事業について ～居宅介護支援専門員と一緒に取り組みたいこと～」 講師 長浜市副市長 荻田 洋介 氏	84 人
5	R8.2.19	「長浜市内における難病対策の現状と課題」 講師 湖北健康福祉事務所 地域保健福祉係 主査 野中 梓 氏	86 人

③その他、各種ネットワーク活動・地域支援に関わる会議の出席状況

南長浜	神照郷里	浅び虎	湖北高月	木余西	R7 合計	R6 合計
79	115	75	64	42	375	341

(4)介護予防支援・ケアマネジメント業務

要支援者が介護予防サービス等の利用を行うことができるよう、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整などを行うものです。

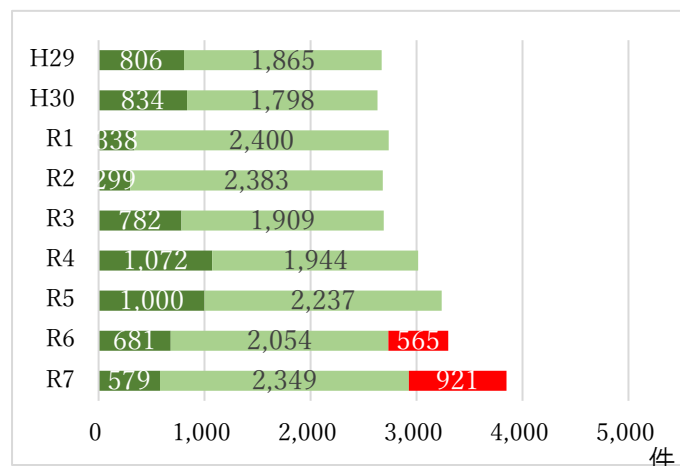
介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの直営・委託数

		南長浜	神照郷里	浅び虎	湖北高月	木余西	R7 合計	R6 合計
介護予防 支援	直営	458	850	582	399	816	3,105	3,411
	委託	1,676	1,482	1,250	959	595	5,962	5,267
	計	2,134	2,332	1,832	1,358	1,411	9,067	8,678
介護予防 ケアマネジ メント	直営	121	418	270	123	314	1,246	1,557
	委託	673	754	377	405	287	2,496	2,444
	計	794	1,172	647	528	601	3,742	4,001
合計	直営	579	1,268	852	522	1,130	4,351	4,968
	委託	2,349	2,236	1,627	1,364	882	8,458	7,711
	計	2,928	3,504	2,479	1,886	2,012	12,809	12,679
割合	直営	19.78%	36.19%	35.37%	27.68%	56.16%	33.97%	39.18%
	委託	80.22%	63.81%	65.63%	72.32%	43.84%	66.03%	60.82%

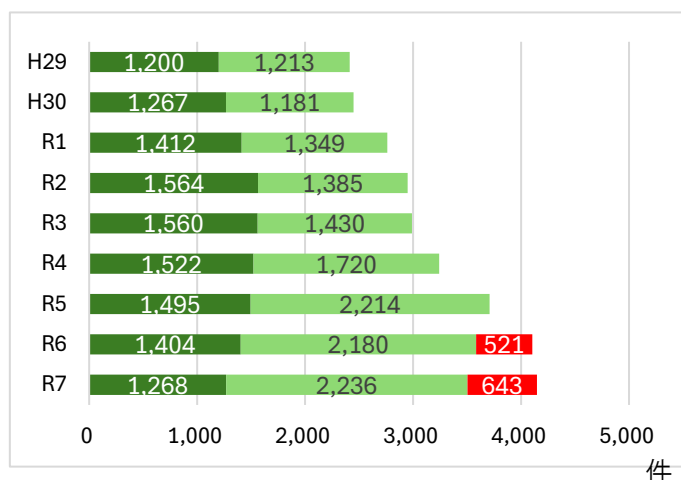
・介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの直営・委託数年度推移

■直営 ■委託 ■指定事業所

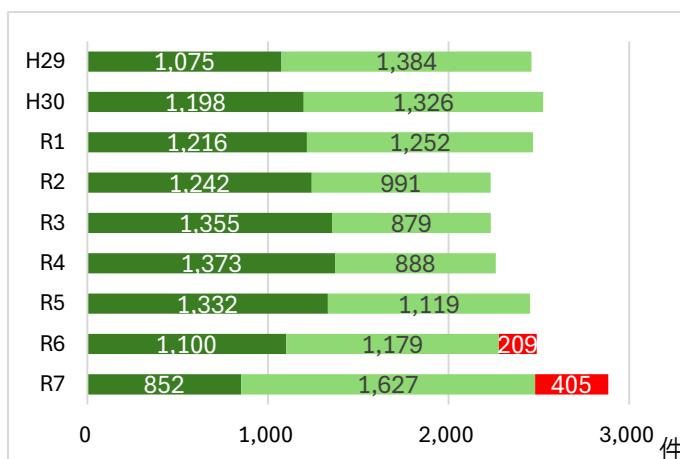
南長浜地域包括支援センター



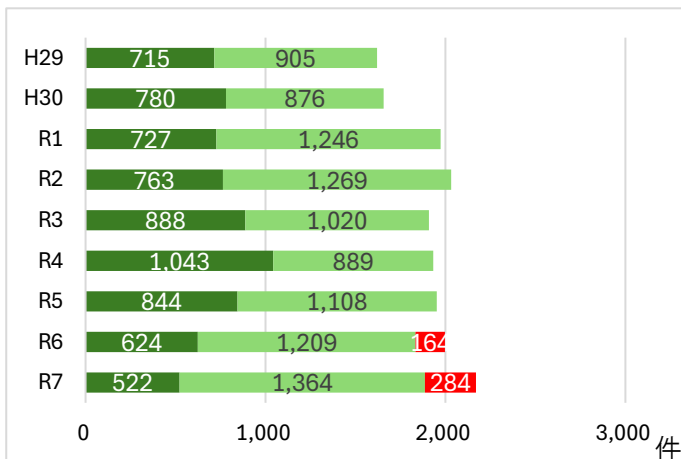
神照郷里地域包括支援センター



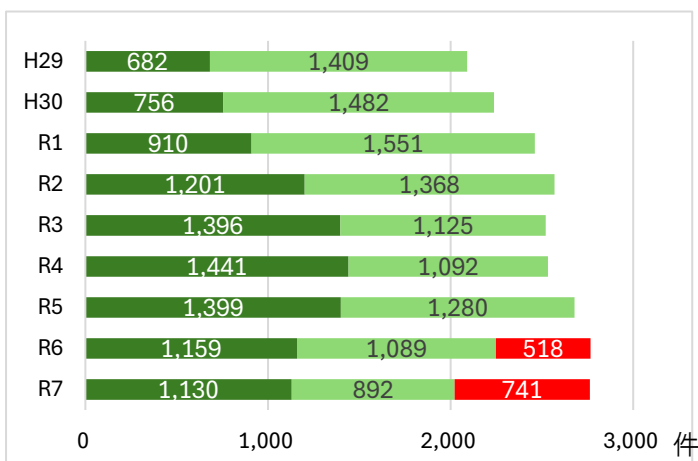
浅井びわ湖姫地域包括支援センター



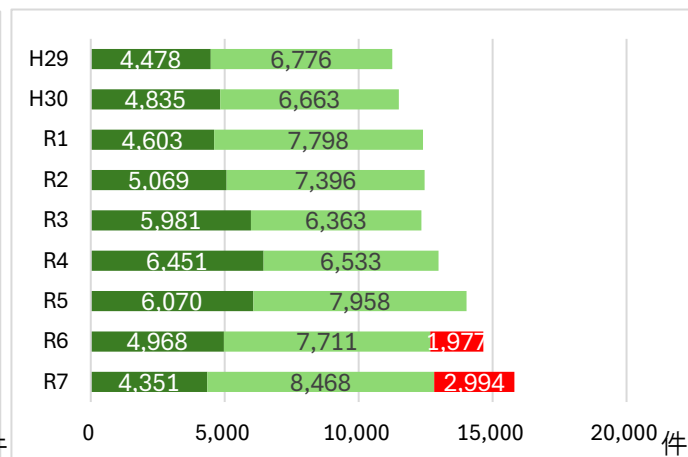
湖北高月地域包括支援センター



木之本余呉西浅井地域包括支援センター



市域全体



(5)一般介護予防業務

各センターの圏域で、健康づくり・介護予防のイベントの開催や通いの場に出向いて、介護予防の啓発や体操などの指導に当たりました。

(6)認知症総合支援事業

①啓発活動

認知症キャラバンメイトグループ活動

- ・認知症キャラバンメイト活動支援事業：

認知症サポーター養成講座を行う講師となるボランティアの養成や活動を支援する事業

- ・認知症サポーター養成講座

認知症の正しい理解と対応を学び、そっと手助けするサポーター（応援者）を養成する啓発事業

	グループ 担当地区	グループ人数				定例会開催回数	
		令和 7 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	令和 6 年度
南長浜	ひなた 市街地、六荘、西黒田、神田	11 人	(22)	13 人	(22)	12 回	9 回
神照郷里	あじさい 神照、南郷里、北郷里	6 人	(10)	7 人	(10)	11 回	7 回
浅び虎	お市（浅井）	7 人	(10)	7 人	(10)	10 回	9 回
	しらさぎ（びわ）	5 人	(8)	7 人	(8)	4 回	8 回
	カナリヤの会（虎姫）	5 人	(5)	5 人	(5)	4 回	5 回
湖北高月	サルビア(湖北)	8 人	(8)	9 人	(9)	5 回	6 回
	きんもくせい(高月)	7 人	(9)	7 人	(9)	6 回	6 回
木余西	やまびこ K(木之本)	12 人	(12)	15 人	(17)	6 回	6 回
	やまなみ(余呉)	5 人	(9)	6 人	(9)	5 回	12 回
	あじかまの会（西浅井）	5 人	(7)	4 人	(6)	1 回	1 回
合 計		71 人	(100)	88 人	(105)	64 回	69 回

活動人数（登録人数）

受講対象：一般 （自治会・サロン等）	グループ（担当地区）	令和 7 年度		令和 6 年度	
		回数	養成人数	回数	養成人数
南長浜	ひなた	12 回	238 人	10 回	94 人
神照郷里	あじさい	5 回	126 人	1 回	13 人
浅び虎	お市	0 回	0 人	1 回	26 人
	しらさぎ	0 回	0 人	2 回	30 人
	カナリヤの会	1 回	19 人	1 回	22 人
	合 計	1 回	19 人	4 回	78 人
湖北高月	サルビア	2 回	50 人	1 回	31 人
	きんもくせい	2 回	40 人	0 回	0 人
	合 計	4 回	90 人	1 回	31 人

	グループ（担当地区）	令和 7 年度		令和 6 年度	
		回数	養成人数	回数	養成人数
木余西	やまびこ K	1 回	24 人	1 回	40 人
	やまなみ	1 回	14 人	3 回	96 人
	あじかまの会	0 回	0 人	0 回	0 人
	合 計	2 回	36 人	4 回	136 人
総 計		24 回	511 人	20 回	352 人

受講対象： 小中学校（絵本教室）	グループ（担当地区）	令和 7 年度		令和 6 年度	
		回数	養成人数	回数	養成人数
南長浜	ひなた	3 校・4 回	343 人	2 校・3 回	206 人
神照郷里	あじさい	6 校・8 回	642 人	6 校・8 回	641 人
浅び虎	お市	3 校・4 回	111 人	2 校・3 回	121 人
	しらさぎ	1 校・1 回	58 人	3 校・4 回	125 人
	カナリヤの会	1 校・2 回	64 人	1 校・2 回	87 人
	合計	5 校・7 回	233 人	6 校・9 回	333 人
湖北高月	サルビア	4 校・4 回	155 人	4 校・4 回	153 人
	きんもくせい	5 校・5 回	201 人	5 校・5 回	197 人
	合計	9 校・9 回	356 人	9 校・9 回	350 人
木余西	やまびこ K	2 校・2 回	69 人	1 校・1 回	38 人
	やまなみ	0 校・0 回	0 人	1 校・1 回	32 人
	あじかまの会	2 校・2 回	39 人	2 校・2 回	53 人
	合計	4 校・4 回	108 人	4 校・4 回	123 人
総 計		27 校・32 回	1,682 人	27 校・33 回	1,653 人

受講対象：企業・商店 専門職キャラバンメイト	受講団体	令和 7 年度		令和 6 年度	
		回数	養成人数	回数	養成人数
グリーン	伊香高等学校	1 回	47 人		
ケアナイト	喫茶たんぽぽ	1 回	12 人	1 回	9 人
ほのぼのリング	伊香高等学校	1 回	25 人	1 回	12 人
信金メイト	長浜信用金庫	1 回	7 人	1 回	13 人
神照郷里地域包括 支援センター（R7） 南長浜地域包括 支援センター（R6）	フレンドマート祇園店			1 回	82 人
	長浜市健康福祉部職員	1 回	19 人	2 回	67 人
長寿推進課	長浜市職員（新任職員）	1 回	26 人	1 回	30 人
合 計		6 回	136 人	8 回	240 人

②認知症初期集中支援推進事業

保健医療福祉の専門職が、認知症が疑われる人や認知症のある人、及びその家族を訪問してアセスメントや家族支援を集中的包括的に行い、自立生活のサポートを行っています。

認知症初期集中支援チーム員会議

	種別	令和 7 年度	令和 6 年度
ケース数	相談件数（総数）	20 人	20 人
	新規	10 人	10 人
	前年度引継ぎ(評価)	10 人	10 人
チーム員会議、訪問結果	チーム員会議	12 回	12 回
	のべ検討ケース数	20 人	20 人
作業療法士訪問結果	訪問ケース数	令和 7 年度	令和 6 年度
		1 ケース	3 ケース

③認知症地域支援推進員設置事業

- ・ 認知症施策を市と協働しながら、地域に応じた支援体制の構築の推進役となる人を配置する事業。各地域包括支援センターに 1 名ずつ配置。

推進員会議内容

	開催日	内 容
1	R7.4.25	・ 認知症地域支援推進員について ・ 圏域認知症講座について ・ 新システム運用方法について（新規認知症相談）
2	R7.6.27	・ 認知症のある人を支える家族の会「いぶきの会」への支援について ・ 令和 7 年度認知症関係者連絡会議について ・ 令和 6 年度認知症初回相談の集計結果について・
3	R7.8.22	・ 認知症月間の取り組みについて ・ 「認知症のある人にやさしいお店」について
4	R7.10.25	・ 認知症月間の取り組み及び圏域認知症講座の報告 ・ 認知症地域支援推進員研修の報告 ・ 認知症施策基本計画の策定及び“本人及び家族の声”のヒアリングについて ・ いぶきの会の存続支援について
5	R8.2.27	・ 令和 7 年度活動報告・令和 8 年度活動計画発表 ・ 令和 8 年度 認知症地域支援推進員会議について

(7)地域ケア会議

医療・介護等の専門職をはじめ、民生委員等の地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくこと。また、個別ケースの検討より共有された地域課題から地域づくりや政策形成に結びつけ、地域包括ケアシステムの構築をめざします。

機能 ①個別課題の解決 ②地域包括支援ネットワークの構築 ③地域課題の発見
④地域づくり・資源開発 ⑤政策の形成

①地域ケア会議実施状況

会議名称			R7	R6
④地域ケア推進会議	関係者連絡会議	・地域包括支援センター運営協議会	2回	2回
	地域包括支援センター 連絡会議	・管理者会議	12回	12回
		・保健師会議	2回	2回
		・社会福祉士会議 ・主任ケアマネジャー会議：管理者会議に統合	7回 5回	8回
	居宅介護支援事業所会議	・居宅介護支援専門員研修会等	5回	5回
⑤生活圏域ケア会議	地域専門職連携会議	・地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、健康推進課、長寿推進課の専門職による連携会議	125回	134回
	圏域居宅介護支援事業所会議	・圏域居宅介護支援専門員研修会等	15回	13回
⑥個別ケア会議	個別支援会議	・地域包括支援センター主催の地域を巻き込んだ個別ケア会議	28回	31回
	自立支援会議	・1回目 28ケース ・2回目（評価会議） 30ケース	20回	21回

②地域包括支援センター連絡会議

○管理者会議

	開催日	主な内容
1	R7.4.8	令和7年度市及び地域包括支援センターの体制について 令和7年度地域包括支援センター基本方針・取組計画の作成について 新システム地域包括ケア支援システム SMILECOMPASS 入力説明会について
2	R7.5.13	令和7年度の地域包括支援センター体制及び窓口短縮運用について 令和7年度の研修・会議予定について 進捗シートの確認 R6年度事業実績及び R7年度事業計画について SMILECOMPASS の運用について
3	R7.6.3	令和7年度 第1回運営協議会について 圏域ケアマネ研修の実施計画について SMILECOMPASS の運用について
4	R7.7.1	令和7年度 第1回運営協議会他
5	R7.8.5	地域包括支援センター体制について（開所時間） 第2回ケアマネ研修結果報告

6	R7.9.2	基本方針、取り組み実績の中間報告について 地域包括支援センターの新規相談受付時間変更について
7	R7.10.7	地域包括支援センター業務の中間評価について 会計検査院による実施検査について 令和7年度の研修・会議予定について
8	R7.11.4	しょうがい福祉・地域包括支援センター合同研修会について 第3回ケアマネ研修会結果報告 会計検査院による実施検査について
9	R7.12.2	地域包括支援センター受付時間変更の周知について 受付時間短縮に伴う時間別の相談状況報告 第4回ケアマネ研修結果について
10	R8.1.6	受付時間変更に伴う短縮時間帯の運用について 第2回地域包括支援センター運営協議会について
11	R8.2.3	第2回地域包括支援センター運営協議会 令和7年度実績報告等の締め切り 令和7年度研修・会議について
12	R8.3.3	令和7年度 実績報告・令和8年度 事業計画各進捗シートの作成依頼 令和8年度 委託料・契約について 令和8年度 地域包括支援センターの体制（変更届：職員）について 令和8年度 介護予防支援の作成状況について 市 HP 長寿推進課分アクセスランキング 第5回ケアマネ研修結果について

○保健師等会議

	開催日	主な内容
1	R7.6.9	長浜市の現状と課題について
2	R8.1.26	高齢者の発達障害の理解と支援について

○社会福祉士等会議

	開催日	主な内容
1	R7.4.5	・システム(SMILECOMPASS)での虐待帳票作成研修
2	R7.6.10	・事例検討(多頭飼育ケースの対応好事例の共有)
3	R7.8.19	・高齢者虐待対応研修の復命
4	R7.10.21	・困難事例への対応(ケース検討)
5	R7.12.9	・研修(MSW の業務等について)
6	R8.2.10	・高齢者虐待対応のロールプレイ(事実確認場面)
7	R8.3.10	・令和7年度取組の振り返り ・令和8年度社会福祉士会議の計画について

(8)委託居宅介護支援事業所一覧

(令和7年度実績)

太文字は、指定介護予防支援事業所

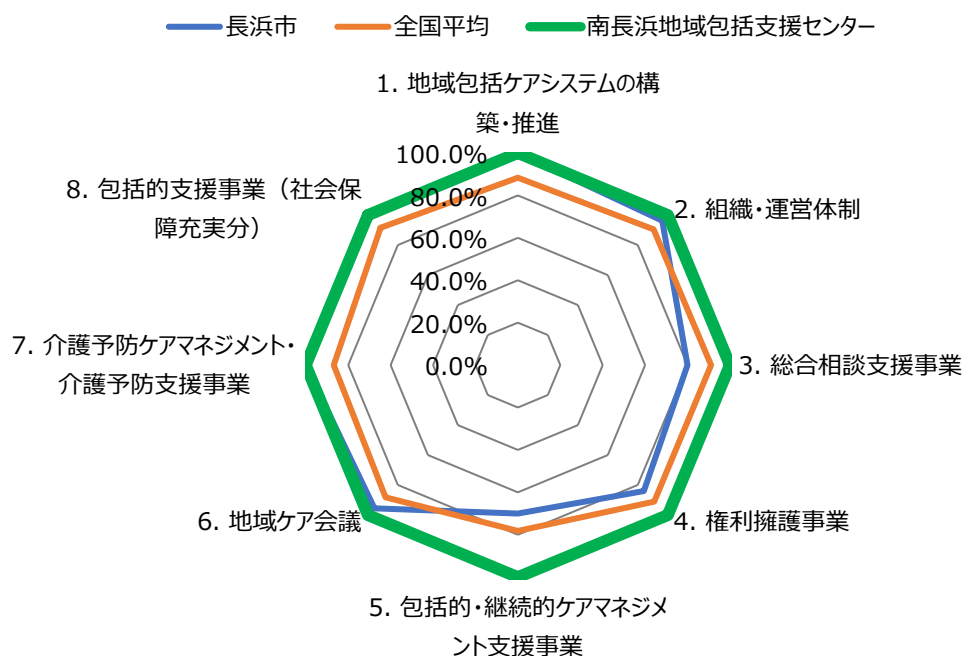
着色欄は同一法人の事業所・黒丸印は同一法人の事業所への委託

No.	圏域	事業所名	地域包括支援センター				
			南長浜	神照郷里	浅び虎	湖北高月	木余西
1	市街地	西部ケアプランセンター	●				
2	市街地	シャトンケアサービス	○	○	○		
3	六荘	リーフル居宅介護支援事業所	○	○	○		
4	六荘	オリーブケアプランセンター	○	○			
5	六荘	ケアパートナーヨシイ	○	○	○		
6	六荘	けあカフェあんど	○	○			
7	西黒田	ケアプラン つどい	○	○			
8	西黒田	ケアサポート おうみ	○	○	○	○	○
9	神田	ケアプランセンター アリビオ	○	○			
10	神田	アンタレスケアプランセンター	●	○			
11	南郷里	ニチイケアセンター 湖北	○	○	○		○
12	南郷里	ケアプランセンター Garden	○				
13	神照	田中ケアサービス(株)長浜支援センター	○	○	○		
14	神照	ケアプランセンター ふれあい		○	○		
15	神照	しゃきょうケアプランセンター ぴいす	○	●	●	●	○
16	浅井	あおい	○	○			
17	浅井	ふくら居宅介護支援事業所	○	○	○		
18	浅井	ケアプラン オレンジ		○	○		
19	浅井	ほっとみるく居宅介護支援事業所			○		
20	浅井	なないろケアプランセンター	○	○	○	○	○
21	びわ	ケアプランセンター青芳	●	○	○	○	
22	びわ	居宅介護支援 いと	○	○	○	○	

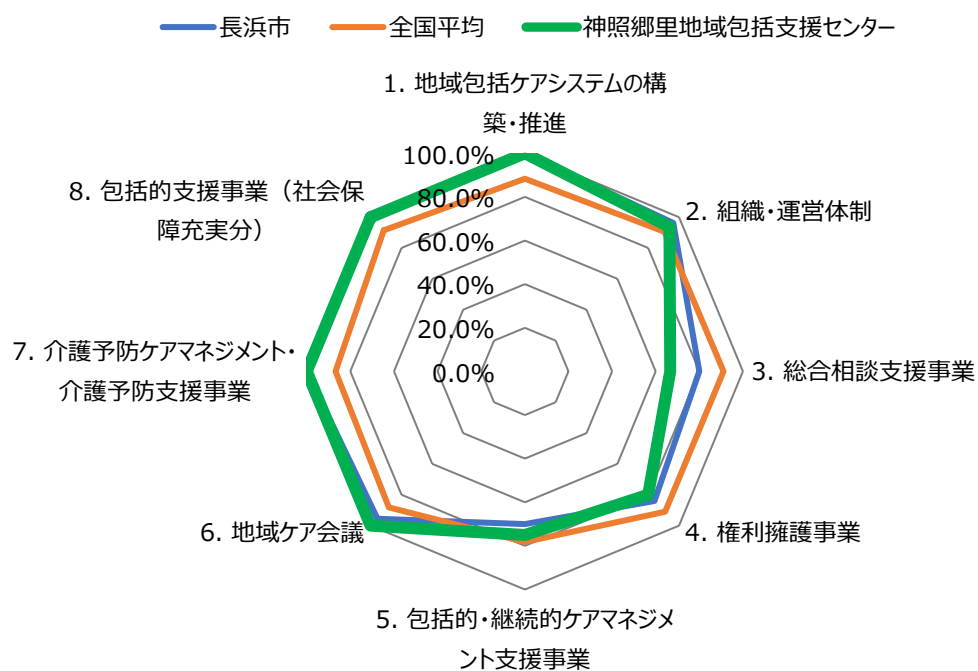
23	びわ	ケアプランセンター こっこ		○	○	○	○
24	びわ	ケアマネジメントセンター琵琶	○	○	○		
25	びわ	けあぷらんアリエス			○	○	○
26	虎姫	ケアプランセンター結	○	○	○	○	
27	湖北	ケアステーションかけはし		○	○	○	○
28	湖北	ケアプラン マリー			○	○	
29	湖北	真ごころケアプランセンター				○	○
30	湖北	ケアプランセンター れもん			○	○	○
31	高月	けやきの杜ケアプランセンター	○			○	○
32	高月	田中ケアサービス(株)高月支援センター		○	○	○	○
33	高月	居宅介護支援事業所すずらん	○	○	○	○	○
34	高月	ケアプランいっぽん				○	
35	高月	ケアプランセンター まんでん				○	○
36	高月	ケアプラン ほほえみ	○	○		○	○
37	木之本	湖北やすらぎの里ケアプランセンター					●
38	西浅井	しゃきょうケアプランセンター らいと				●	○
39	余呉	ケアマネ事業所 三万一心					○
40	彦根市	ケアプランセンターえんじゅ河瀬		○			○
41	米原市	ケアマネジメントセンター ライフ	○	○			
42	米原市	やすらぎハウス	○	○			
43	米原市	(株)いぶき ういんぐ居宅介護相談センター		○			
44	米原市	居宅ひだまり	○	○			
45	米原市	坂本ケアサービス居宅介護支援事業所					
46	米原市	ケアプランセンターまいばら			○		
47	近江八幡市	居宅介護支援事業所カイト		○			
48	高島市	特定非営利活動法人 じゃがいもの家					○
49	県外	香東園やましな居宅介護支援事業所					
50	県外	こほくケアプランセンター		○			

(9)地域包括支援センター評価指標を活用した自己評価

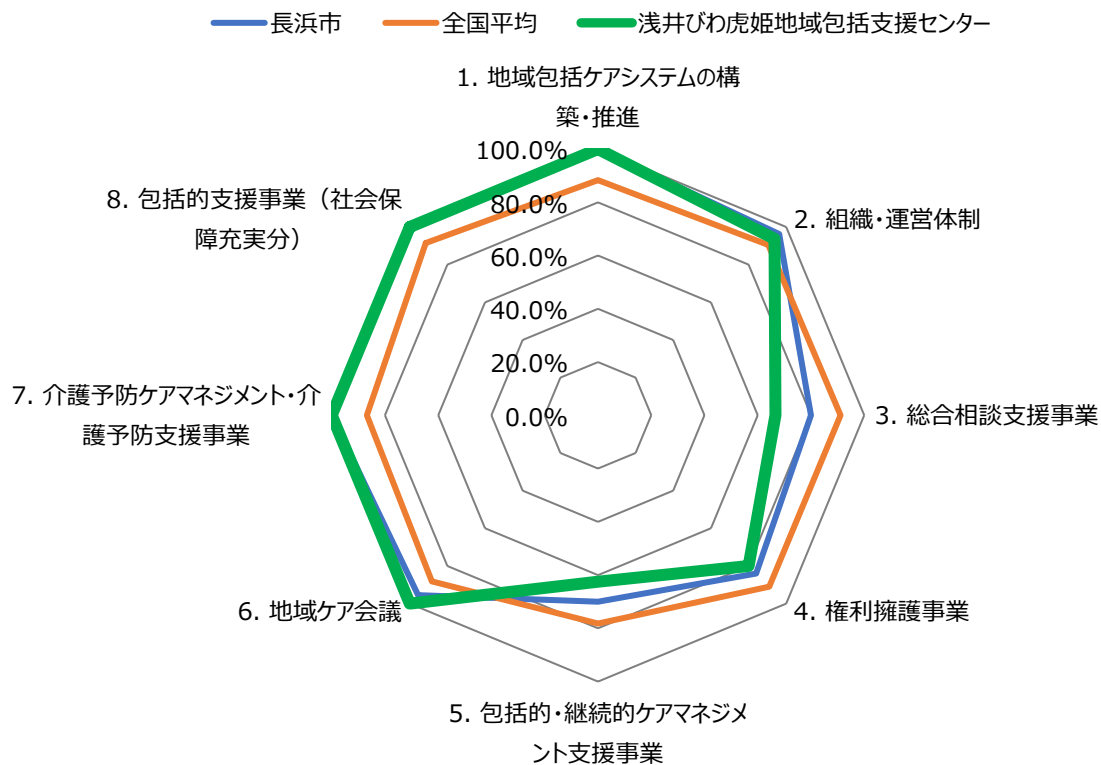
センター指標（南長浜地域包括支援センター）



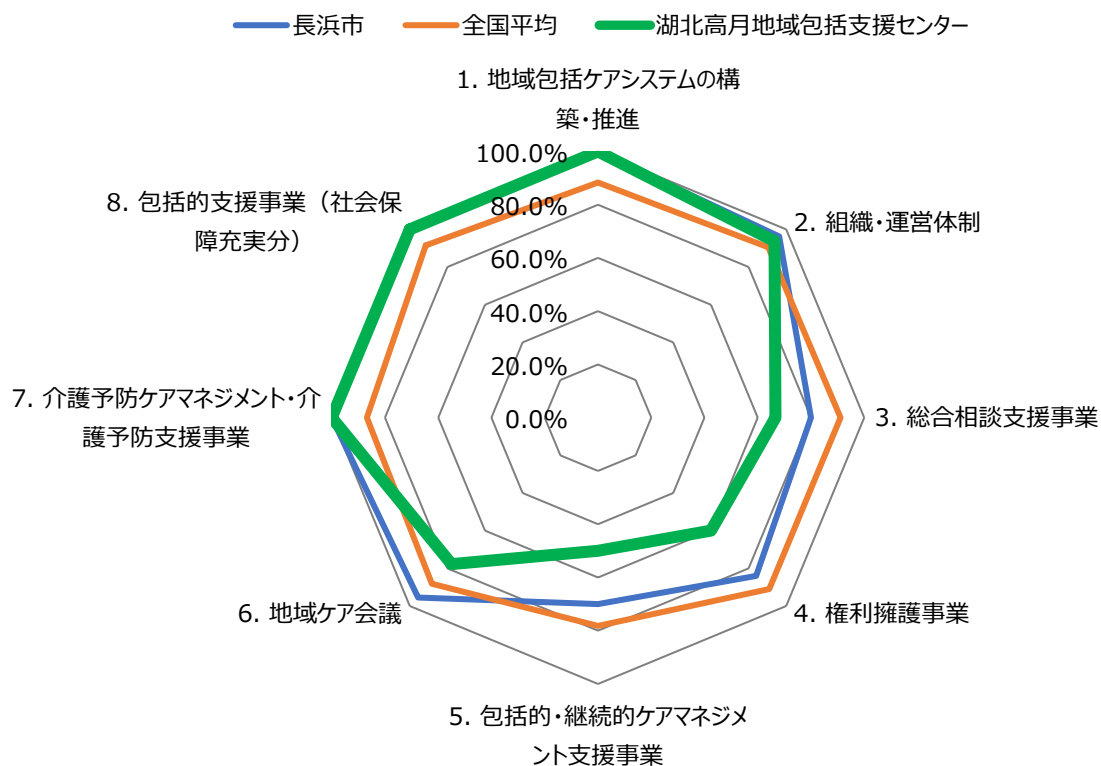
センター指標（神照郷里地域包括支援センター）



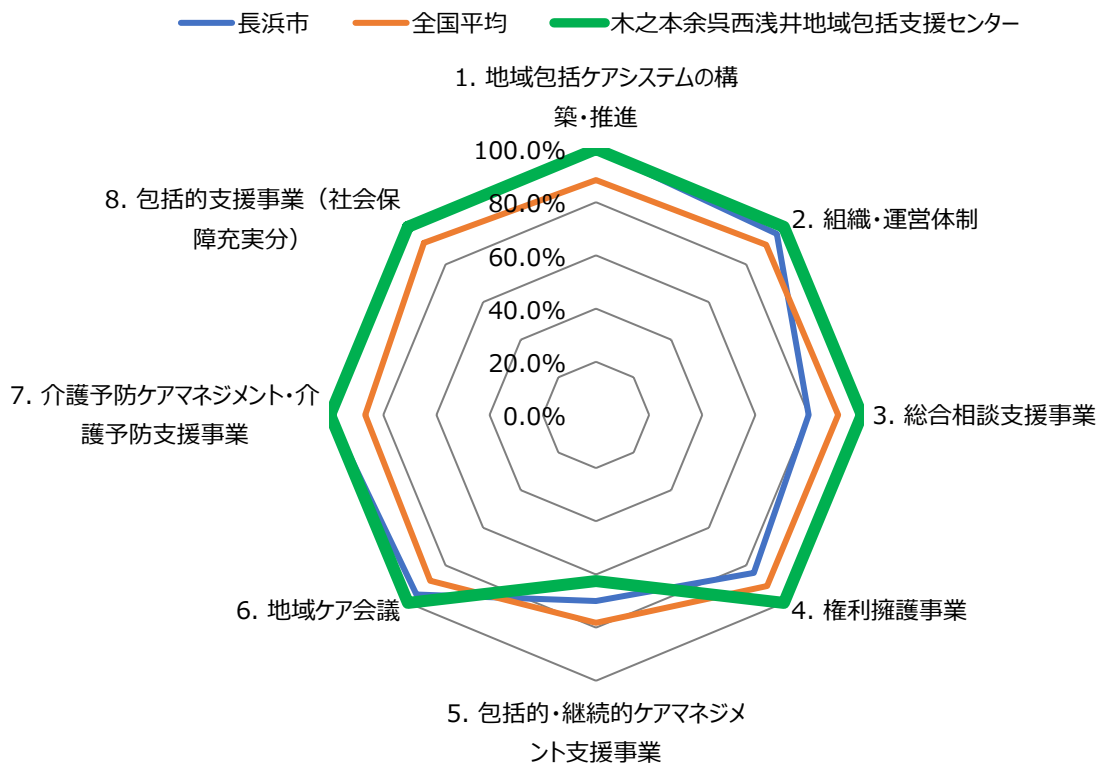
センター指標（浅井びわ虎姫包括支援センター）



センター指標（湖北高月包括支援センター）



センター指標（木之本余呉西浅井地域包括支援センター）



3.令和8年度長浜市地域包括支援センター運営方針 重点的に取り組むこと

(1)地域包括支援センターの周知とネットワークの構築を推進します。

①複合的な課題を抱えた家庭に対し、包括的に相談を受け止め、高齢者の困りごとや介護のことなど様々な問題について、本人・家族・地域住民や関係機関等から早期に相談が寄せられるよう、地域の出前講座や人権学習会等、地域に向けた啓発活動などのネットワークの場を活用して、センターの機能について周知、啓発します。

○市の広報紙、ホームページによる周知を行います。

○センターの役割、連絡先等を記載した案内チラシを日本語や日本語以外の言語のチラシを作成し周知します。

○案内チラシを用いて広く周知を行います。

市役所、センター、医療機関、薬局、まちづくりセンター、図書館等への配布

市主催の会議や市民を対象にした出前講座、転倒予防教室、人権学習会等での周知

○センターの場所が分かるように工夫します。

②支援を必要とする高齢者が早期に相談でき、個別のニーズに適切に対応できるよう、地域の関係者や関係機関等とのネットワークを強化するとともに、メールやオンライン等を用いた相談方法の多様化など支援体制の充実に取り組みます。

- 支援の必要な高齢者への適時適切な支援ができるよう、関係団体の定例会議等（民生委員定例会、出前講座など）を通じて、早期発見や見守りについて協力を依頼します。
- サロンなど地域の通いの場でフレイル予防の重要性の啓発とともにセンター等のチラシを配布し、早期相談について周知します。
- ホームページやチラシにメールアドレスを掲載し、多様な相談ができることを周知します。
- センターの圏域ごとに認知症講座を実施し、認知症の正しい理解と認知症の相談窓口がセンターであることの周知を行います。

評価指標

①住所地を担当する地域包括支援センターを知っている人の割合

令和元年度 54.2%（高齢者実態調査）

令和4年度 56.5%（高齢者実態調査）

令和7年度 61.3%（高齢者実態調査）

地域包括支援センターの認知度調査では調査回答のうち6割以上の人が「知っている」又は「知っているがどこにあるかわからない」と回答され前回より4.8%上昇している。

②関係団体の定例会議等（民生委員定例会、民児協等出前講座など）に出席し、早期発見や見守りについて話し合うなど、地域との繋がりを強化しネットワーク構築の活動を行う。

令和5年度 182回 令和6年度 341回 令和7年度 371回

(2)地域の介護支援専門員とのネットワークを図ります。

①介護支援専門員が、地域の特性に応じた質の高いケアマネジメントを実現できるよう、センター圏域ごとに介護支援専門員の地域との横のつながりづくりを支援します。

- 圏域の介護支援専門員が、地域の民生委員、地域づくり協議会、地区社協等の関係機関と地域の課題等について共有できるよう、交流会や情報交換会を開催できるよう支援します。

②高齢者の抱える課題に応じてインフォーマルサービスを含む社会資源を、介護支援専門員が適切に活用できるよう支援します。

- ケースを通じて、介護支援専門員が地域の社会資源を知り、社会資源を活用したケアプランを作成することができるよう、個別支援会議や困難事例等の個別ケース会議の開催を支援します。
- 生活支援コーディネーター等の関係機関やセンターが協働し、介護支援専門員へ地域の社会資源について情報提供します。また、センターや介護支援専門員からは、生活支援コーディネーターへ地域が望む社会資源についての情報共有に努めます。

評価指標

- ① センターと圏域ごとの介護支援専門員が、意見交換・連携できる取組みを年1回以上行います。

南長浜地域	令和5年度 4回	令和6年度 3回	令和7年度 3回
神照郷里地域	令和5年度 2回	令和6年度 1回	令和7年度 2回
浅井びわ虎姫地域	令和5年度 6回	令和6年度 6回	令和7年度 6回
湖北高月地域	令和5年度 3回	令和6年度 2回	令和7年度 3回
木之本余呉西浅井地域	令和5年度 1回	令和6年度 1回	令和7年度 2回

- ② センターが開催する個別支援会議や各専門職による連携会議の開催を支援します。

個別支援会議	令和5年度	61回	令和6年度	31回	令和7年度	28回
地域専門職連携会議	令和5年度	152回	令和6年度	134回	令和7年度	125回

(3)権利擁護支援の充実を図ります。

- ① 高齢者虐待の防止、消費者被害の防止、判断力が低下した高齢者の権利や財産を守るための相談窓口について、関係者や住民等へ多様な方法で周知、啓発します。

- 高齢者虐待について市の広報紙やホームページによる周知を行います。
- センター案内チラシに権利擁護に関する相談受付について掲載し、周知を行います。
- 民生委員や居宅介護支援事業所等各種団体に啓発チラシを配布し周知を行います。
- 民生委員や事業所等へ出前講座を行い、虐待対応の現状や早期発見の大切さ、相談窓口について周知啓発を行います。
- センター職員研修や居宅介護支援事業所研修会で権利擁護・高齢者虐待に関する研修を開催し対応力の向上を図ります。

- ② 消費者被害について、消費生活相談窓口と連携し、消費者被害に関する情報を民生委員・介護支援専門員等へ提供し、高齢者への注意喚起を継続します。

- 県から配信される「けいたくん防犯情報」や市から提供された「防犯・交通安全情報メール」「見守り新鮮情報」などの防犯情報を、民生委員や関係者に周知します。

○消費者被害に関する情報を研修会等の場を活用し、介護支援専門員に情報提供します。

評価指標

- ① 民生委員代表者会議での出前講座の周知を行い、出前講座を未実施の民生委員への出前講座を5か所以上行います。

令和5年度 7か所 令和6年度 7か所 令和7年度 7か所

- ② センター職員研修及び居宅介護支援事業所研修会で、権利擁護・虐待対応研修を開催します。また、民生委員など地域の見守りの関係者に防犯情報を提供するなど高齢者の権利擁護に関する啓発を5回以上行います。

令和5年度 7回 令和6年度 4回 令和7年度 7回

- ③ 居宅介護支援事業所研修会で消費者被害に関する情報について4回以上周知します。

令和5年度 4回 令和6年度 4回 令和7年度 4回

4. 地域包括支援センターの窓口対応時間の変更について

◆開始時期 令和8年4月1日

◆窓口対応時間 9時から16時45分

◆新規の相談は、受付時間は16時までとさせていただきます。

緊急時に対応できる体制を整備しており、運用開始後、市民からの苦情等はありません。

【参考】

R7.4 相談数 1,623件

R8.4 相談数 1,738件

※前年度同月比において、窓口対応時間短縮の影響は認められません。

5. 介護職員等処遇改善加算の算定について

介護職員等の賃金改善や職場環境の向上を目的として、令和8年度介護保険報酬の改定に伴い、6月より国の定めに基づいて、介護保険職員等処遇改善加算を算定します。利用者に対しても処遇改善加算についての周知説明を行ってまいります。

6. 令和8年度 長浜市地域包括支援センター基本方針等一覧

		南長浜地域包括支援センター		
		基本方針	R 8目標	行動指針
		地域住民や関係機関と協働して、2040 年を展望した地域包括ケアシステムの目指すところである地域共生社会の実現を支援する。	利用者との信頼関係の構築を基盤とした的確なアセスメントを実施し、利用者の幸せのためにチーム一丸となって行動する。	センター業務全てが、住み慣れた地域で尊厳ある生活と人生を支えていくための権利擁護の実践であるということを忘れず、常に自らの支援を振り返り、誠実に対応する。
1. センターの周知とネットワーク構築の推進	課題	・地域関係者が把握しているにもかかわらず、センターへの相談が遅いケースが散見される。 ・センターとの顔の見える関係はできてきているが、その機能や役割について一層の理解の促進が必要である。 ・センターをあらゆる世代に認識してもらえよう周知啓発の方法を工夫する必要がある。		
	計画	さまざまな機会をとらえて窓口を周知すると共に、事業案内を長浜市広報や SNS、自治会回覧などあらゆる媒体を活用して行う 【認知症のある人と共に歩む市民の集い】 内容：市民交流センター R8.9.12（土）13 時 30 分～15 時 30 分 トークセッション「認知症と共に自分らしく生きるヒント」 【民児協定例会への参加】 【認知症家族介護者支援 ひといきカフェ】 内容：長浜西部福祉ステーション 3 月・6 月・9 月・12 月の第 3 土曜日 14 時～15 時 30 分 【認知種サポーター養成講座】 内容：さざなみタウン 定期的に開催 偶数月第 1 水曜日 13 時 30 分～15 時 【ひなたカフェ】 内容：さざなみタウン 定期的に開催 毎月第 3 木曜日 14 時～16 時		
2. 地域のケアマネジャーとのネットワーク推進	課題	・ケアマネジャー（事業所）だけでは抱えられない課題を持つケースが増えている。 ・介護保険制度やケアマネジャーの役割について地域関係機関や住民の理解の促進が必要である。 ・介護予防についての理解を深め、地域の社会資源を積極的に活用していく必要がある。		
	計画	【ケアマネ・民生委員情報交換会】 内容：市民交流センター R8.11.12（木）13 時 30 分～15 時 30 分 消費者生活センター共催 グループワーク「消費者被害を未然に防ぐために地域でできること」 支援者の見守り意識の向上とネットワークの強化を図る。 【圏域ケアマネ交流会】 内容：喫茶たんぽぽ 居宅介護支援事業所管理者との交流会 R8.9.3（木）14 時～15 時 30 分 地域課題の共有、支援力向上に向けての意見交換等		
3. 権利擁護支援の充実を図る。	課題	・地域住民への情報発信（啓発）を継続して行っていく必要がある。 ・支援力向上に資する研修に継続参加すると共に地域の支援力向上を図る取り組みが必要である。		
	計画	【支援力向上に資する研修（伝達研修）への参加継続】 内容：各ケースに適切に対応できる能力を養うため継続して研修に参加する ・虐待対応 ・成年後見制度 ・消費被害防止 【出前講座の推進】 内容：地域の民生委員やケアマネ、サービス事業所を対象に虐待をテーマに出前講座を実施 【圏域 CM 交流会を活用した研修】 内容：市民交流センター R8.11.12（木）13 時 30 分～15 時 30 分 消費生活相談センター共催 グループワーク「消費者被害を未然に防ぐために地域でできること」 支援者の見守り意識の向上とネットワークの強化を図る		

		神照郷里地域包括支援センター		
		基本方針	R 8 目標	行動指針
		地域力を高め、つながりと支え合いの絆を深める	地域と信頼関係を深め介護予防と支え合いの活動を広げ、誰もが安心して暮らし続けられる地域を実現する	・尊厳と自己決定を尊重し地域と専門職をつなぐ要として信頼に基づく支援を行う ・孤立を未然に防ぐ視点を持ち地域の中で支援を届ける ・複雑、多様な相談にも柔軟に対応し関係機関と共同して継続的な支援につなげる①その人らしい尊厳ある生活ができるよう地域と専門職をつなぐ意識をもち、誠実に対応する。
1 センターの周知とネットワーク構築の推進	課題	・地域包括支援センターが地域の相談窓口であることを、早期に困りごとの相談ができるよう積極的に繰り返し啓発を実施する必要がある ・相談内容に適切に対応できるよう関係機関、SNS の活用、地域に出向き困ったときに相談していいと思ってもらえる関係を築く。		
	計画	【センターの周知】 内容：ニュースレターの発行（年 2 回） 周知の手段…自治会回覧・民児協・スーパー・銀行等 【SNS（インスタグラム）活用】 【地域への包括支援センターの周知啓発】 内容：自治会活動やサロンなど地域へ出向いて広報啓発を実施（目標 15 か所） 【認知症の理解と予防啓発】 内容：認知症サポーター養成講座の実施 認知症の正しい理解を深める講座 あじさいカフェ開催準備 新たなキャラバンメイトの養成 【認知症月間の活動】 内容：アルプラザ平和堂長浜店での街頭活動 わくわく健康祭りでの認知症講座の開催 小中学校への絵本教室の開催		
2 地域のケアマネジャーとのネットワーク推進	課題	・一人一人が地域の中で生活しやすい環境づくりのために介護支援専門員と民生児童委員や関係機関とのパイプ役として地域包括支援センターが機能できる体制づくりが必要である。		
	計画	【介護支援専門員とのネットワーク構築に向けた取り組み】 内容：介護支援専門員が抱える課題や制度の狭間にいる人に対して多方面から包括的に支援し地域関係者との共有を図る。 個別ケア会議の開催 地域専門職連携会議の開催 意見交換会の開催 介護支援専門員の後方支援 【介護支援専門員と関係機関と意見交換会の開催】 内容：民生委員との交流会開催 4 月 17 日（北郷里まちづくりセンター）78 名参加 民生委員・ケアマネジャー・生活支援コーディネーター・長寿推進課・包括 【地域課題意見交換会開催】 内容：外国人支援者意見交換会 生活支援コーディネーターと地域課題共有（各圏域 3 回）		
3 権利擁護支援の充実を図る	課題	虐待の防止、消費者被害の防止、判断力が低下した高齢者の権利や財産を守るための相談窓口について、関係者や住民等へ多様な方法で周知、啓発する。 成年後見制度の紹介など適切な支援のため職員のスキルアップが必要。		
	計画	【虐待、消費者被害、高齢者の権利や財産を守るための取り組み】 内容：見守りと早期相談のため地域の関係機関との連携を図る 【職員能力向上各種研修会への参加】 内容：高齢者虐待支援者研修 成年後見制度研修 消費生活センターの研修会		

		浅井びわ虎姫地域包括支援センター		
		基本方針	R 8 目標	行動指針
		・高齢者の自立支援の推進 ・地域での支えあい体制の整備 ・包括的・継続的な相談支援体制の構築 ・認知症・介護予防の強化	・専門職や多機関とのチームアプローチを大切にする。 ・地域住民と専門職が繋がり合う事で助け合いの活動に広げる	・住民の相談の声に丁寧に耳を傾けます。 ・支援が必要な方を見逃さず、支援先につなぐ事で切れ目のない支援体制を構築します。
1. センターの周知とネットワーク構築の推進	課題	・2040 年問題に向けた介護予防、認知症予防に向けた啓発が必要である。 ・地域包括支援センターが若い人達にも認識してもらえるような周知や工夫が必要である。 ・地域ごとのニーズに対応が出来るよう関係機関とのネットワークを強化し、相談や支援に繋がりやすい体制を整える必要がある ・地域住民の受援力を高める必要がある		
	計画	【センターの周知】 内容：幅広い世代や他機関に高齢者や認知症の相談窓口の周知・啓発 包括チラシ・インスタグラムチラシの配布・配信 圏域の商業施設や商店に配布 浅井びわ虎姫地区民生委員やサロン等、地域の出先にて配布 【認知症への取り組み】 内容：認知症講座の開催 圏域の住民を対象に講座を実施 絵本教師の実施 圏域の小中学校を対象に実施 地区ごとにサポーター養成講座の実施 圏域の商業施設へ「認知症のある人にやさしいお店」登録を目指し養成講座のチラシ配布 アルツハイマー月間の取組み 図書館での啓発		
2. 地域のケアマネジャーとのネットワーク推進	課題	・圏域の居宅介護支援事業所との交流の継続を行い、双方に連携・協働しやすい支援体制を構築する必要がある。 ・ケアマネジャーや地域住民が抱える課題に対し、利用者が望む生活の実現に向け、地域の見守りの担い手の方や生活支援コーディネーターとの情報共有や協働を大切に連携強化が重要である。		
	計画	【居宅介護支援事業所との連携・協働】 内容：BCP の取組み「災害助け愛ケアマネプロジェクト」の継続 ・圏域会議の開催（年間 3 回予定） 災害時協力体制の強化について検討 ・虎姫地区の避難訓練に参加（防災危機管理課主催） ・圏域研修会の開催（A I を活用した業務改善、民生委員・ケアマネ交流会） 【生活支援コーディネーターとの協働】 内容：虎姫地区 レッツ虎意（見守り協力者を増やす取り組み） 浅井地区 浅井に住み続けようプロジェクト（浅井東診療所 Dr と地域の仕組みづくり） 【生活支援コーディネーターとの情報交換会】 内容：圏域ケア会議の開催（年間 3 回） 企業と共催した介護予防への取り組み（アオキ様へ相談中）		
3. 権利擁護支援の充実を図る。	課題	少子高齢化に加え社会的孤立、生活困窮、頼れる身寄りのない方の対応も増加傾向にあり既存の制度だけでは解決できないため業務の負担が増えている。また本人の権利侵害につながる相談も増え、行政や関係機関との連携や対応の強化も必要である。 早期の段階で丁寧な相談に繋がるようアウトリーチや、事業所内での気づきや対応力、医療や各関係機関、権利擁護センター等との連携において職員の知識の向上が求められる。		
	計画	【虐待予防の啓発】 内容：認知症、高齢者虐待、お金の困りごと等の相談先も包括支援センターであることをチラシにて周知 ・包括センター玄関に旗を設置 ・民生委員定例会や地域の見守りの担い手の方への虐待通報についての協力のお願い 【事業所内でのレベルアップ】 内容：権利擁護センターの地域連携ネットワーク会議、市成年後見・権利擁護関係者協議会に参加 ・消費生活の研修、虐待研修、人権学習会に参加（自己研鑽） ・R 7 年度の虐待通報ケース 80%を終結につなぐ 【多機関や地域住民とともに伴走支援、協働・連携を行う】 内容：個別支援会議（年間 80 件開催）や地域ケア会議（年間 10 件開催）の開催		

		湖北高月地域包括支援センター		
		基本方針	R 8 目標	行動指針
		誰もが高齢になっても住み慣れた地域で自分らしく安心して自立した生活が継続できる	早期相談に繋がるよう地域での見守り体制を整え、元気高齢者が増えるよう健康維持・介護予防推進を目指す	①多様な相談に柔軟に対応できるようスキルアップや内部での協議を図り、関係機関と連携し支援体制を整える。 ②本人・家族・地域の関係者と協力して、多世代での見守りや居場所、介護予防を通して支えあいの地域づくりの啓発に取り組む
1. センターの周知とネットワーク構築の推進	課題	・相談先である包括の周知不足（周知の状況に偏りがある） ・相談先を知らない、又は地域の繋がりで相談先がわかり包括に相談があっても、出来る限り家族で介護はしたい、介護は家族がする傾向があり、初期相談、又は再相談やサービス介入まで時間がかかる傾向がある。 ・高齢者を取り巻く環境が、年々複合的な課題を抱える家族が増えている。		
	計画	【地域などに出向き、多世代への啓発を行う】 内容：共通の媒体を作り啓発しやすい環境を整える ・包括の役割・窓口 ・認知症の理解・予防 ・フレイル予防 など ・包括支援センター相談状況 【地域への啓発】 内容：地域のサロンや小中学校等に対して以下の事業を実施 ・サロンや出前講座 ・絵本教室（圏域小中学校） ・認知症講座（介護予防中心） 8月開催予定 ・施設玄関での認知症のぼり旗掲示 ・アルツハイマー月間に合わせて認知症啓発（高月・湖北図書館にポスター展示。駅 2 カ所・郵便局 6 カ所・薬局 4 カ所・店舗 カ所へ啓発） ・企業への啓発（北おうみ自動車学校） ・ご縁市や地連での事業参加時に啓発 【ネットワーク構築を図る】 内容：地域への見守り体制や居場所作りなどへの取り組み。縁満カフェ・ほくほくこほくへの後方支援		
2. 地域のケアマネジャーとのネットワーク推進	課題	・年々複合的な課題を抱える家族が増えたりサービスでは担えない事も多く、ケアマネと地域との繋がり（民生委員など）が必要とされている。 ・災害時などケアマネ事業所では担いきれない事も想定される。圏域ケアマネ事業所同士の横の繋がりを重要である。		
	計画	【民生委員ケアマネ意見交換会】 内容：高月地区、湖北地区で以下の内容にて意見交換会を実施 ・ケアマネの役割と民生委員の役割 ・各事例をととしてのグループワークの実施 【もしもプロジェクト（災害時）】 内容：各ケアマネ事業所代表からなるチームにて研修会や訓練の実施。災害時の優先順位チェックリストの作成 【地域アセスメント】 内容：圏域ケアマネ事業所との共同で地域課題の整理方法の検討（希望事業所のみ） 事前に「あったらいいな」というフォーマル・インフォーマルサービスなど資源についてアンケートし、次回共有の予定。		
3. 権利擁護支援の充実を図る。	課題	・家族での介護の抱え込みにより家族の精神的な負担が増す、又は支援方法がわからないまま介護を続ける事で虐待（身体的・心理的・介護放棄）に繋がる傾向がみられる。 ・複合的な課題を抱える家族背景には経済的な問題を抱えるケースが比較的多い。 ・経済面について相談する認識が乏しい。相談先を知らない。		
	計画	【虐待や消費者被害防止啓発】 内容：地域などに出向き、包括支援センターの周知・のぼり旗の掲示・包括便りなどチラシを活用し、虐待・消費者被害等の周知啓発を実施。 【権利擁護支援研修会】 内容：権利擁護支援などの研修会へ参加し事業所内で共有し職員のレベルアップを図る。		

		木之本余呉西浅井地域包括支援センター		
		基本方針	R 8 目標	行動指針
		・ 齢化率が高くへき地である当圏域でも、高齢者やその家族が安心して生活し続けられるよう、健康増進・フレイル予防・介護予防支援を推進する。 ・ 療・福祉・行政の関係機関や地域との結び付きの強化助け合いのネットワーク作りを行う。	・ 齢者の状態に応じた支援を行い、医療機関やサービス提供事業所、その他の団体などとのネットワーク強化し適正を推進する。 ・ 高齢者が住み慣れた地域で、できる限り自立した生活が継続できるような支援を行う。	・ 職員の専門性と能力を生かし地域住民・関係機関・地域資源と連携し包括的な支援を行う。 ・ 関係機関と地域ネットワークの連携強化を図り、介護予防や認知症への取り組みを実施する。 ・ 高齢者の権利や尊厳を守るため、地域と関係機関との連携強化と、相談・支援体制を構築する。
1. センターの周知とネットワーク構築の推進	課題	・ 隣近所のつながりの希薄化や少子高齢化が進み地域活動の担い手が減少する中、抱え込まず早期の相談につながるように、センターの機能や役割について一層の理解の促進が必要である。 ・ へき地であり新規参入が少ないが、限られた社会資源のなかで高齢者やその家族が安心して生活でき、複合的な課題を抱える家族のニーズに対応するため、関係機関や地域の関係者とのネットワーク強化が必要		
	計画	【包括支援センターの周知】 内容：幅広い世代や他機関に、センターが高齢者の相談窓口であることを周知・啓発する。センターだよりの発行を継続し、自治会回覧で啓発する。（年3回）さらに、地域サロンや民生委員、こども園、小中学校への案内と湖北病院地域連携室便りを通じて医療機関や居宅介護事業所へ周知・案内をする。 【関係機関とのネットワークの構築】 内容：高齢者と関わりの深い関係機関や商業施設等に包括便りを配布。（約120か所）また、地域の会合やイベント、暮らしの支え合い検討会等へ参加を継続し関係性を深める。 【認知症への取り組み】 内容：多世代や他機関に、包括支援センターが認知症の相談の窓口であることの周知と正しい理解を啓発する。また、認知症講演会の開催や絵本教室の実施、サポーター養成講座の開催、アルツハイマー月間での取り組み・啓発を実施。 【出前講座の開催】 内容：地域専門職会議及び湖北病院出前講座にて、自治会やサロン等に健康維持増進や認知症の理解について啓発を行う。		
2. 地域のケアマネジャーとのネットワーク推進	課題	・ 居宅介護支援事業所間の情報共有の機会が少ない。そのため圏域内の地域資源などが十分に活用されていない傾向にある。包括からの情報提供を含めた交流ができる場を提供する必要がある。 ・ 地域の核となる民生委員や自治会役員と介護支援専門員のつながりの強化のため、少しでも多くの自治会や福祉の会などと介護支援専門員がつながれるようにする必要がある。		
	計画	【ケアマネ研修会の実施】 内容：各ケアマネを対象に研修会を実施し、包括支援センターとのつながり支援の強化を図る。 【関係機関との交流会の実施】 内容：圏域毎に介護支援専門員や民生委員、自治会と交流会を実施しつながりの強化を図る。 【生活支援コーディネーター情報交換】 内容：地域資源を開拓し、居宅介護支援事業所へ情報提供を行う。 【出前講座の実施】 内容：各自治会へ湖北病院と合同で出前講座を実施し、居宅介護支援支援事業所の紹介を行い、つながる力を強くする。		
3. 権利擁護支援の充実を図る。	課題	・ 高齢者虐待や高齢者の権利を守るための支援機関であることの周知を、地域に向けて継続的に実施していく必要がある。 ・ 身寄りのないケースや意思決定に支援が必要なケースが増加しており、成年後見制度をはじめとする制度の理解を職員全体で深めていくことが重要となる。 ・ 消費者生活被害について、高齢者をはじめ住民に注意喚起を行うとともに、周囲が異変に気づき、早期に対応できる体制を構築する必要がある。		
	計画	・ 高齢者虐待の早期発見・対応のため、自治会回覧（2月号）にて虐待相談窓口の周知を行う。 ・ 虐待や権利擁護関連の研修に参加し、包括内で情報や知識の共有を行う。（参加目標：5回） ・ サロンや地域の活動で消費者被害の予防についてのちらし等を配布し、相談窓口の周知と消費者被害についての注意喚起を行う。（3地域×5団体） ・ 圏域内の介護サービス事業所に対し、消費者被害の情報提供を行う。（目標：年5回実施）		

